

平成 28 年 9 月 定例会

## 県土整備委員会説明資料

企 業 局

目 次

I 提 出 予 定 案 件 .....	1
1 平成 27 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について .....	1
2 平成 27 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について .....	1
3 平成 27 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について .....	1
4 平成 27 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について .....	1
5 平成 27 年度決算に係る資金不足比率の報告について .....	2

## 1 平成27年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成27年度徳島県電気事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成27年度徳島県電気事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

## 2 平成27年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成27年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成27年度徳島県工業用水道事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

## 3 平成27年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成27年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成27年度徳島県土地造成事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

## 4 平成27年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成27年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成27年度徳島県駐車場事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

## 5 平成27年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県電気事業会計	—%
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

平成28年2月9日第203号

徳島県知事 飯泉嘉門 殿

# 島県監査委員

昭等理樹二  
米佳佑龍穗

## 平成27年度に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

にたずねて付づき査審され定規に基づいて基審に規定する事項に。第規定の項目に。1定す。

# 資 金 不 足 比 率 審 查 意 見 書

## 第 1 審 査 の 対 象

基礎知識とからなる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## 第 2 審 査 の 手 続

### 第3 審査の意見

類審は今査後にいもされき付ず引されも続た適き資正経金な當不足の健全化に努められたい。

会 計 名	平 成 2 7 年 度	経 営 健 全 化 基 準
徳島県流域下水道事業特別会計	— %	20 %
徳島県港湾等整備事業特別会計	—	20
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「一」と記載した。